前号で道修町三丁目文書「諸事書上控」(大阪府立中

## 「町代控書」

野高宏之

これまでに翻刻紹介した「諸事書上控」には家出断や久 明である。 内容は丁代が作成する文書の雛形(文例)集である。 成に関わて下心である。これに関連する参考史料として、今回、大 町奉行所の阪市立中央図書館が所蔵する「町代控書」を翻刻紹介す がら作成りる。内容は丁代が作成する参考史料として、今回、大 町奉行所の おり、享和 がら作成りをおえた。「諸事 かは不明で と島図書館所蔵)の第一冊の史料紹介をおえた。「諸事 かは不明で ある。

代控書」である。離願がある。こうした諸届の文例をまとめたのが、「町

また町奉行所等へ提出する書類も書式が定型化する。そ血縁関係その他でネットワークを形成するようになる。

江戸時代後半には大坂市中で町代を勤める者同士が、

「町代控書」の作成は享和二年(一八〇二)である。

の後半には「丁代」と記される場合が多くなるが、本稿 が作成される要因であったと思われる。町代は江戸時代 に関してはほぼ定型の作業となった。これが「町代控書」 の結果、どこの個別町の町代を勤めても、作成する文書

では「町代」で統一する。

えられる。 書を作成する(内田九州男「『道修町三丁目丁代日誌 町会所、廻船会所、寺院(またはその勧化所)宛てに文 り 書」はそのうち、町奉行所を意識して作成したものと考 解題」大阪市史史料第六十三輯 二〇〇四年)。「町代控 「諸事書上控」のような町会所の記録を確認するかぎ 町代は町奉行所 (町奉行)、惣会所 (惣年寄)、個別

に解釈できる。

な場合、町奉行所に訴える。こうして訴訟が発生してか 可能性がある。証文の内容に関し紛争が生じ解決が困難 件からなる。第一から第十四は質入・貸借・借屋・奉公 である。こうした案件は出入筋 など庶民と庶民のあいだで交わされる個人レベルの証文 **「町代控書」は七十五件に追加の七件を加え、八十二** (民事訴訟)に発展する

> 町会所で保管するため町代が作成する控書」という意味 ル」という意味ではなく、「町奉行所に関係する書類を は、したがって「町代の職務を遂行するためのマニュア 成する慣行があったのである。「町代控書」という表題 ない。しかし将来の紛争にそなえ、 第一から第十四の証文は町奉行所宛に作成するものでは ら解決にいたるまで、町代はさまざまな書類を作成する。 個別町がその控を作

する文書の控書である。その内訳は次のとおりである。 第十五から第四十四は、訴訟中に町が町奉行所に提出 ている。この八件に関連はない。

目次では第七と第八の間に八件の項目が追加挿入され

対決 (審理) 中 二十一~三十

目安関係

十五~二十

三十一~三十六、四十五

先訴・ 願掛け 三十七~四十

四十一~四十四

第四十五から第七十五(五十二、六十五、六十八、七十一 その他 (補足)

変死が発生した場合や家普請などで往来に板囲を出す際を除く)は、町内から家出・久離・捨子・野非人行倒・

に町奉行所に提出する届や願書である。

が十八世紀後半からは世襲が減少し、 半ばまでは世襲である。 ると、 丁目文書水帳」)。道修町三丁目文書「宗旨巻」を分析す 町代は町会所内の借屋には住まず、かわりに町会所の「借 の家守を兼ねる場合があるといわれるが、 町 る親族ネットワークが形成されるようすが別の史料から なっている。 て町会所家守という性格に町代の職務が加 屋家守」(町代下役)が居住するようになる(「道修町三 を兼ねる場合もあった。文化十二年(一八一五)頃から のようにはじめに町会所の家守がおり、 運営の実務を担当するのが町代である。 個 |別町の代表は町年寄である。この町年寄を補佐して 町代 (町会所家守)は十七世紀後半から十八世紀 それと前後して大坂三郷内で町代をつとめ 在職期間も長期にわたる。 在職期間も短く のち家守が町代 がわる。 道修町三丁目 町代は惣会所 ところ やが

代請書など)。

した請書がある。参考史料として掲げておく。道修町三丁目文書には新任の町代が町内に対

して提出

【参考一】文政六年「丁代請負一札」

(道修町三丁目文書二九二-一二四

札

不相叶 仕、 此度御町内丁代役私江被為 候、 切仕間敷候、 断止宿為致候義決而仕間鋪 事ニ不寄麁略不仕様相勤、猶亦会所屋敷奉預り候得者、 様ゟ御用之儀有之候ハ、早速罷出、 火之元随分念を入、且人寄之儀者勿論親類たりとも無 ル上者万事御年寄様江御窺奉申上御差図 為後日一札仍而如件 御用向大切ニ相勤可申候、 義有之、其段被為 尤不行届之私二御座候得者此以後思召 仰聞候 候 仰付奉畏難有奉存候、 此外諸事我侭之取計 尤御町人中様御借屋中 ハ、無異儀退役可仕 被為 通 仰付候義何 役義 実躰 然

丁代

うかがえる。(道修町三丁目文書の「諸事書上控」や町

文政六未年四月 紀伊 国屋 清七印

道修町三丁目

御年寄様

御町人中様

前文之趣私共慥二承知仕候得者精々申聞役義大切二出精 猶亦従 御公儀様被為

仰出候御法度之義者勿論

為致、

以来清七義不埒不勤之義有之、 御町諸事御作法之通り堅為相守、叮嚀ニ為相勤可申候、 ハ、無異儀退役為致、我々共方江引取可申候、 我之何方迄も罷出急度引 暇御遣被成候義有之候 自然清七

請無滞埒明、 身分二付如何様之儀出来候共、 御町内江少シも御難儀掛ケ申間鋪候、 為後

証奥印形仍如件 文政六未年四 月

請人 紀伊国屋

井筒屋 藤兵衛印

次作

証人

(FI)

御町人中様

代に就任するに際して町内に提出した請書 ある。ここには以下の内容が記されている。 【参考一】は文政六年(一八二三) に紀伊国屋清七が (誓約書)

①町年寄の指示に従う。

②町内で暮らす町人や借家人の御用を勤める。

③火の元など町会所の管理を行う。

④人寄宿、親戚の宿として町会所を使用しない。

【参考二】文化十二年「町代交代につき請負一札\_

(道修町三丁目文書二九二-六六)

ケ條

町内丁代此度勤方申渡申付候者諸事伊三郎丁寧ニ可相 勤儀者勿論之儀ニ候得共、若年之儀故伊介致心添手支

宗旨人別之儀 無之様諸事心添致可相勤候事 ハ別而太切之事ニ候得者其度々書入い

た

時者丁内之難儀相成候事、 し印形取置可申候事、 万一延引相成候而故障等出来候 此儀第一相心得、 人別出入

御年寄様

町

其度々相糺置可申候事

自分相写、右等之儀相心得写置可申候事

御触書之儀も文字不違様ニ写取よみかたき文字者かな 付二いたし、丁寧ニ相認丁内へ差出可申候事、 近頃写

取不宜丁内ニ沙汰も在之候事

神事之節抔俄と号人集之催し事丁内においても沙汰在 居町之儀ハ此方より察度可致儀者無之候得共、

丁内兼帯与在之候得者先規ゟ右様之儀決而無之、 隣町

之勤方等聞合可申候、 在之ニおいてハ急度沙汰ニ及可申候間、 此儀急度相心得右様之事共已来 兼而此段申入

伊三郎儀日々会所へ参り用向等相糺置引取可申候、 置手支等出来候上者早速退役申 -付可申 -候事

置候事

丁内歩行いたし候節随分腰ヲか とにすけかさ等而渡ひ通り候事堅無用之事 、め通り可申、 暑中な

式日ニ御年寄はしめ家持・家守中迄朔日・十五日礼ニ 相廻り可申候事

> 儀、 御公儀様へ書上候町内衆中ゟ願事并他所江返答仕 右控帳江写方不行届 趣相聞 候、 此 儀太切之事ニ候 候

者急度控置可申候事

掛り候出入在之時者証拠物之事ニ付太切之儀ニ候得者 惣躰何事ニ不寄控方之儀ハ年数相立候而も御公儀 様江

右御書付御渡勤方之儀被仰渡奉畏候、 急度相心得置可申候事

急度相心得相勤

可

申候、 依之御請書奉差上候処如件

文化十二年

亥七月

御年寄様

丁代

親 伊 介 (FI)

伊三郎印

御 町 中様

御

年番様

捨

誓約書である。 では伊介で統一する) に際して、 【参考二】は文化十二年に伊三郎なる者が町代を勤める 親の伊介 同年の「町代伊三郎請負一札」(「道修町 (伊助と記載する史料もあるが本稿 と連名で町中に提出した十カ条の

が道修町三丁目の町代を兼帯するとしている。 町の町代であるが、子の伊三郎が若年なので、 三丁目文書」二九二―六九)によると、伊三郎は中船場 ちなみに 親の伊介

代平助の三名が署名している。 この史料には町代伊三郎 ·中船場町町代伊介·淡路町町 平助は親類として請人に

たっているのである。

史料二の各条文を意訳すると以下の通りである。

②宗旨人別帳の管理は重要な職務である。 ①伊介は若年ゆえ諸事伊三郎が助言・ 人別の出入

補佐し勤める。

ごとに書入を行う。

③下人(下役)を二名おく。 下人任せとせず自分で写を作成する。 惣会所の回文等の処理は

④御触書はていねいに写を作成し町内に回

⑤神事の節にあらわれる俄に対しては、 対処する 隣町を参考に

⑦町内を歩くときは腰をかがめて歩く。夏に菅笠を用 (6) 伊三郎は毎 捨置や手支があったらただちに退役を申つける。 日町会所に出勤し用件を処理して帰る。

いることは無用である。

⑧式日には町年寄をはじめ家持・家守まで朔日

⑨町内の衆中から公儀に提出する願書や他所

日礼にまわる。

⑩控を作成するのは大切な仕事である。 ても町奉行所などがとりあげる民事訴訟がある場合 書は控帳や写を作成する。 年数は経過

には大切な証拠書類となる。このことを必ず心得て

おく。

この第十条に対応して作成されるのが

「諸事書上控

のようなものがある。 品買入并に支途明細」(「道修町三丁目文書」二九二-消耗品の大半は紙類であった。宝暦九年の「町会所消耗 書類の作成と記録・保管であった。そのため、 である。江戸時代後半の町代の職務は、 一七八)をみると、この年に使用した紙の種類にはつぎ 個別町に関わる 町会所の

閉半紙 片折巻 (御番所書上帳や御触書帳に閉じ込み用) 美濃紙 大半紙巻 半切巻紙 半紙巻

、の返答

十五

上半紙 (引合書および返答書に使用

塚田孝

『大坂

民衆の近代史』ちくま書房、二〇一七年

半紙 (皆造一件留帳、 日記帳、 御年番よりの被遣 物

御入用留帳に使用

この他、 道修町三丁目では髪結・夜番など町抱えの者

の監督も町代の職務であった。「道修町三丁目文書」に

るのが確認できる。ただし、町会所が管理したであろう 残る髪結や夜番の請書をみると、町代が奥書を添えてい

代が扱った形跡がない。道修町三丁目文書「銀子入払帳」 公役・町役その他の金銭について、道修町三丁目では町

記録は月行司二名が署名している。このことから、 入と毎月の支出を記録したものである。この毎月の支出 (一七二)は十八世紀後半の道修町三丁目の一年間の収 道修

町三丁目では町会所の支出は月行司が監査したことがわ

かる。

凡 例

大阪市立中央図書館が所蔵する、「町代控書」

(三二七 一〇〇 二 五)を翻刻した。

、旧漢字は常用漢字に改めた。ただし、メ(貫)・メ(し

、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めている が、江(へ)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)

などの助詞は原文のまま使用した。

、本文中の朱書は「」で示した。

翻刻史料には適宜、読点「、」と並列点「・」を付けた。

傍注として(表紙)、(貼紙)のように示した。 表紙や貼紙であることを示すための編集上の注記は

、原文に墨消しなどで抹消された文字には取り消

し線

田田」を付けた。

判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右

## 参考文献

吾偉華「近世都市大坂の町代について―道修町三丁目を 対象として―」(『部落問題研究』二一二、二〇一五年)

、筆者が加えた傍注と注記には ( )、【 】を付け、 原文と区別した。 側に傍注を付け、()に収めた。

、敬意を示す闕字や平出は一字あけとした。 して(ママ)を付けた。 、文意が通じないが原文のままとしたものには傍注と

堺御用日

三日 十三目

廿七日

世二七日日日 廿五日

十八日

公事訴訟日

十三日 二日 十八日 五.日 七日

廿一日

廿五日 廿七日

正月十八日ゟ初り十二月十八日限

公事者朝六ツ時前、訴訟者六ツ時過ゟ罷出、

惣代部屋ニ

而帳面ニ付キ、夫ゟ御前江罷出候事

十二月二日・五日願ハ 正月十八日御召

同七日願者

同廿一日御召

地域創造学研究

| 同十三日願者           | 同廿五日御召                   |          | 借家請状之事      |      |
|------------------|--------------------------|----------|-------------|------|
| 同十八日願者           | 同廿七日御召                   | Â        | 死跡名前譲り      |      |
| 二月ハ元之願日へ戻ル       | へ戻ル                      | <u>A</u> | 家号名改一札      |      |
| 二月6十一月迄同断        | 同断                       | æ        | 株札譲り一札諸仲間譲り |      |
| 十一月廿一日お廿七日       | 十一月廿一日ゟ廿七日迄ノ願ハ十二月十八日ニ相成ル | Æ        | 目安刻限切之断     |      |
|                  |                          | À        | 諸家様御家来旅籠届   |      |
|                  |                          | 惫        |             |      |
| 預リ証文認方           | (発音57朱書音)                | <u>A</u> |             |      |
| 同連印証文            | [1]                      | À Æ      |             |      |
| 年賦節季崩証文          | [11]                     | À Æ      |             |      |
| 同連印証文            | □□                       | À        |             |      |
| 家質証文             | 五                        | 田地庭      | 田地質本銀返証文    | 八    |
| 同利銀請負            | 그                        | 同小       | 小作証文        | 九    |
| 家売券証文            | 「七」                      | 船質証文     | <b>並</b> 文  | 土    |
| ヲクニ (通番の箇所に朱の押印) |                          | 奉公人      | 奉公人請状       | 十二   |
| △ 乳母手形           |                          | 同年季      | 同年季証文       | 十二   |
| △ 不通養子手形         |                          | 借屋請状     | 明状          | 「十三二 |

| 押込之上出入不済願人ゟ之断 | 病気見届之断 | 同相手方断         | 切日之上出入不済願人ゟ之断 | (朱書)「但双方壱紙」 | 到产者所<br>文/分() () [ | 寸央後斉コ 対決 前原 一ク    | 寸央前頁: r                   | <u> </u>     | 病気断 き度目          | 証文之写奥書  | 同利銀目安  | 家質目安   | 家明願掛ケ          | (朱書)「同名前脇書認方」預ケ銀目安 | 売掛ケ目安       | 引取一札    |
|---------------|--------|---------------|---------------|-------------|--------------------|-------------------|---------------------------|--------------|------------------|---------|--------|--------|----------------|--------------------|-------------|---------|
| 「廿九」          | 「廿八」   | 「廿七」          | 「廿六」          | -<br>†<br># |                    | ¬ −<br>† †<br>□ Ξ | 7 -<br>+ +<br>-<br>-<br>- | <br> -<br> - | 「<br>廿<br>二<br>」 | 「弐拾」    | 一十九    | 「十八」   | 「十七」           | 十六                 | 十五          | 十四      |
| 家出之断          | 同済口証文  | 御糺ニ相成候出入済口之断書 | 同願人ゟ之断書       | 御召日不参断書     | 目安町名・家号・名前違之断      | 同願止メ之断            | 同願出シ之断                    | 先訴相済後訴請直し断   | 先訴之断             | 同願人病死之断 | 目安中病死断 | 同願人ゟ之断 | 押込中二出入相済候相手方之断 | 并諸色附帳認方身躰限相渡相手方之断  | 身躰限請取候上願人之断 | 同 相手方之断 |
| 「四十六」         | 四十五    | 四十四           | 四十三           | 四十二         | 四十二                | 四十                | 「卅九」                      | 「卅八」         | 「卅七」             | 「卅六」    | 卅五     | 卅四     | 一卅三            | 卅二                 | 卅二          | 卅       |

## 「町代控書」

|        |           |       |        |       |        |        | '       | HJ   (         | .正日.    | J          |               |          |          |               |            |           |            |
|--------|-----------|-------|--------|-------|--------|--------|---------|----------------|---------|------------|---------------|----------|----------|---------------|------------|-----------|------------|
| 非人行倒之断 | 同貰人有之候上願書 | 捨子之断  | 摂持日覆之願 | 同取払之断 | 同板囲之願書 | 浜地普請願書 | 同取払之断   | 普請板囲願書         | 同御赦免之願書 | 同住居有之者願候認方 | 久離願           | 家請会所江家明届 | 同御礼之書附   | 残道具同家之者へ被下度願書 | 家出之者罷帰候時之断 | 家出残シ道具無之断 | 同残シ道具書上    |
| 「六十四」  | 「六十三」     | 「六十二」 | 「六十一」  | 「六十」  | 「五十九」  | 「五十八」  | 「五十七」   | 「五十六」          | 「五十五」   | 「五十四」      | 「五十三 <u>一</u> | 五十二二     | 五十一二     | 五十二           | 「四十九」      | 「四十八」     | 「四十七」      |
|        |           |       |        |       |        |        | 右二付請取候断 | 家質置主身躰限りニ付銀主之断 | 同御請証文   | 変死之断       | 同仮片付墓所へ遣候書付   | 同人主不知断書  | 往来人相果候断書 | 同墓所江遣候書付      | 同御証文       | 同非人相果候断書  | 同高原小屋江遣候書付 |
|        |           |       |        |       |        |        | 「七十五」   | 「七十四」          | 「七十三」   | 「七十二」      | 「七十一」         | 「七十」     | 「六十九」    | 「六十八」         | 「六十七」      | 「六十六」     | 「六十五」      |

預り証文認方」

合銀何百目也 預り申銀子之事

右之銀子慥ニ預り申処実正也、 然ル上者利銀壱ケ月ニ何

程ツ、相加へ、来ル何月限此手形を以急度返済可申候

為後日預り証文仍而如件

何屋

年号月日

何右衛門殿

弐 連印預証文」

預り申銀子之事

合銀何貫目也

済可申候、 ケ月ニ何拾匁ツ、相加 右之銀子我々中江慥ニ預り申所実正也、然ル上者利銀壱 若連印之内如何様之差支御座候共、 来ル何月限此手形を以急度返

之者

台無滞返弁可申候、

為後日預り証文仍而如件

年号月日

何屋

何左衛門殿 節季壊崩シ年賦証文」

預り銀年賦証文之事

何屋 何 兵

 $\equiv$ 

衛

合銀何百目也

有之候ハ、右年賦相対通り相止メ、元銀高ニ而御取立可 右之銀子慥ニ預り申処実正也、 二銀何拾匁ツ、急度相渡可申候、 然ル上者返済之儀節季毎 若壱ケ度ニ而も相滞義

仍而如件

被成候、

其節少も違背申間敷候、

為後日預り銀年賦証文

何屋

何右衛門

何屋

年号月日

残ル印形

何 兵 衛殿

何屋

何 何右衛門 兵 衛

地域創造学研究

Ξ

## 四 連印年賦証文」

預り銀年賦証文之事

合銀何貫目也

儀何ケ年賦ニ相定、壱ケ年ニ銀何百匁ツ、急度相渡可申 右之銀子我々中江慥ニ預り申 ·処実正也、 然ル上者返済之

止メ、元銀高ニ而御取立可被成候、 其節少も違背申 ·間敷

勿論連印之内如何様之差支御坐候共、

残ル印形之者

年号月日

候、若壱ケ度ニ而も相滞義有之候ハ、右年賦相対通り相

お無滞返済可申候、 為後日預り銀年賦証文仍而如件

何や

誰

Ö

年号月日

司

何屋

五

家質証文」

殿

何町

何丁目何屋何兵衛家屋敷、

表口何間、

裏行何拾間

家質証文之事

但幾役壱ケ所、

右地面ニ土蔵一ケ所、

本戸前附建物不

何 兵 衛殿 拾匁ツ、毎月無滞相渡、 残慥二請取申処実正也、 敷来ル何之何月迄銀何拾貫目之家質ニ差入、 然ル上者家質利銀壱ケ月ニ何 則銀子不 残有姿之侭、北隣者何屋誰、

南隣者何屋誰、

右之家屋

為後日家質連判証文仍而如件

万一滞義有之候ハ、右家屋敷致帳切、

無異儀相渡可申

候、

五人組

家質置主

何 屋

何

兵

衛

何 屋 何 兵

衛

何屋誰幼少代判

何 兵 衛

同

何屋誰家守 何 屋 何 兵 衛

何

何 兵 衛

Ξ

六

家質利銀請負」

| 一何町何丁目何屋誰家屋敷表コ何間、裏行何恰間、但シ | 永代売渡申家屋敷之事 | 手形云事 | 「七家売券証文」 | 何右衛門殿 | 何屋 | 年号月日 何兵衛 | 何屋 | 為後日利銀請負証文仍而如件 | 尤元銀済候共利銀皆済致候迄ハ此手形御用可被成候、 | 之銀高ニ而も本人ニ不抱、我等方ゟ急度相渡可申候、 | 月晦日無滯相渡させ可申候、万一滯儀有之候ハ、何程 | 正ニ御座候、然ル上者家質利銀壱ケ月ニ何拾匁ツ、毎 | 家質ニ差入、別紙本証文之通銀子不残請取被申候所実  | 但シ幾役壱ケ所、右家屋敷来ル何之何月迄銀何拾貫之 | 一何町何丁目何屋何兵衛家屋敷、表口何間、裏行何拾間、 | 家質利銀請負証文之事               |
|---------------------------|------------|------|----------|-------|----|----------|----|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|
| —————殿                    |            | 年寄何屋 | 何屋       | 同 ——— | 何屋 | 同        | 何屋 | 五人            | 年号月日          何屋         | 家売主                      | 仍而如件                     | 此判形之者共罷出、急度埒明可申、為後日売券証文  | 及申、脇ゟ違乱申者無御座候、万一妨ケ申者出来候ハ、 | 申所実正也、然ル上者右家屋敷之儀ニ付、諸親類者不 | 銀何拾貫目二其元方江永代売渡、則銀子不残慥ニ受取   | 有姿之通、東隣者何屋誰、西隣者何屋誰、右之家屋敷 |

幾役壱ケ所、右地面ニ土蔵壱ケ所、本戸前附建物不残

字何

田地質本銀返証文)

田 本銀返売渡証文并小作証文共二通取之可申事 出地質物 ハ一通り之質証文ニ而 ハ 質二不相成、

本銀返売渡申田地之事

字何

字何

中田何反幾畝

分米何石何斗

一上田幾畝何歩 分米何斗何升

上畝幾畝何歩

分米何斗何合

メ何反幾畝何歩

メ何石何斗何升

右者我等所持之田地 二御坐候処、 此度本銀返シ代銀何

子相立、 貫目売渡申所実正也、 田地請戻可申候、 然ル上者来ル何之何月限ニ右銀 万一 切月相過候 ハ 其元定

後日本銀返シ売渡証文仍而如件

作二可被成候、

右田地ニ付脇る違乱申者無御座候、

為

左之通

月日

請 人

何

兵

衛

村

何 兵 衛

右之田地畝歩分米相違無御坐候ニ付、 何村庄屋 奥印仕候、

何右衛門

何右衛門殿

九

小作証文」

上田幾畝 何歩 分米何斗 一何升

小作請負証文事

此 有畝何反幾畝 宛米何石何斗

此 中 有畝何反幾畝 田何反何畝 宛米何石何斗 分米何石何斗

売渡主

何村

上畑幾畝何歩 此 分米何斗何升

有畝何反幾畝 宛米何石何斗

宛米〆何石何斗何升 有畝〆何反幾畝 阿步

右者我等所持之田地ニ候得共、 別紙証文を以本銀返売

渡申処相違無御坐候、

然ル処我等勝手ニ付、此度相対

年貢諸役我等方
る相勤、 ヲ以来ル何之何月迄、 高 作徳米代銀として豊凶之無差 ・名前共預り小作いたし、 御

別、 銀何程ツ、相渡可申候、 無滞相渡シ可申候、 若相滞義有之候ハ、請負 為後日小作請負証文仍

小作人

而如件

何村

何 兵 衛

年号月日

請負

何右衛門

同 村

何村

何兵衛殿

船質証文」 船質証文之事

干

御 右之船我等所持ニ御坐候処、来ル何之何月迄銀何百匁 極印何船壱艘

諸入用等ハ此方ゟ相勤可申候、万一滞義有之候ハ、右 之質物二差入、則銀子不残慥二請取申処実正也、 之船名前切替無異儀相渡可申候、 上者利銀壱ケ月ニ何程ツ、無滞相渡シ、公役銀并仲間 為後日船質証文仍而 然ル

如件

年号月日

船主

何屋

何 兵 衛

何屋

何右衛門

組合無之ハ請人 組合

地域創造学研究

同村庄屋

何右衛門

此誰与申何歳二罷成候者、先祖ゟ能存知慥成者ニ付我

十

奉公人請状之事」 奉公人請状之事

右之通承知致候、 以上

組頭無之ハ 年

来仕候共我等罷出埒明、

尤御気ニ入極メ之外奉公幾年相勤候共此手形御用

急度相弁可申候、

其外右誰義ニ付如何様之六ケ敷義出

其元へ少茂御難儀掛ケ申間

敷

寄

組 頭

年行司組頭無之ハ 年行司

何屋

何兵衛殿

請状仍而如件

可被成候、

則我等請人ニ相違無御座候、

為後日奉公人

年号月日

請人 何屋

何

兵 衛

親

奉公人

何屋 何右衛門

何 助

印形致させ可申候、 奉公人印形無之候ハ 落印者

悪敷事二御坐候

何右衛門殿

切二相勤させ可申候、 従御公儀様被 寺手形別紙二取進可申候 仰出候御法度之趣堅相守、 尤極之内勝手二暇乞申間鋪候

御奉公大

宗旨者代々何宗ニ而切支丹ころひ之類ニ而者無之、 給銀何程ニ相極メ、其元方へ御奉公ニ差遣申所実正 等請人二相立、当何ノ何月ゟ来ル何ノ何月迄何ケ年切、

也 則

万一取逃・欠落等仕候ハ、早速尋出、

引負失物之品々

七

年季証文」

年季奉公人請状之事

等請人ニ相立、 此誰与申何歳ニ罷成候者、先祖ゟ能存知慥成者ニ付我 当何ノ何月ゟ来ル何

御仕着せ之約速ニ而、 其元方江御奉公二差遣申所実正

宗旨ハ代々何宗ニ而切支丹ころひ之類ニ而ハ無之、

年切、

給銀何程相極メ、夏布帷子、

冬木綿綿入、二季 ノ何月迄中年何ケ

則寺手形別紙二取進可申候

也、

従御公儀様被 二相勤させ、年季之内勝手ニ暇乞申間敷候、万一取逃・ 仰出候御法度之趣堅相守、 御奉公大切

我等罷出埒明、 可申候、 欠落等仕候ハ、早速尋出シ、引負失物之品々急度相弁 其外右誰義ニ付如何様之六ケ敷儀出来仕候共 其元へ少シも御難儀掛ケ申間鋪候

請

為後日年季奉公人請状仍而如件

何屋

何 兵 衛

年号月日

何屋

親

何屋

何右衛門殿

十三 借屋請状

借屋請状之事

支丹転之類二而者無之、宗旨者代々何宗二而、 何町何屋誰借屋何屋何兵衛義、 付我等請人二相立、 家借り受申処実正也、 御法度之切 則請状

別紙二取進可申候

従御公儀様被 仰出候御法度之趣堅相守可申、 并人請

人宿等致させ申間敷候

家賃銀毎月晦日無滞為相渡可申、 何程ニ而も本人ニ不抱請人方より相済可申 万 滞義御 坐候

家御入用之節 ハ何時ニ而も我等方江引取、 早 -速明 渡

申候、 我等罷出急度埒明、其元へ少シも御難儀掛ケ申間鋪候 其外何様之儀出来仕候共、 家請人ニ相立候上者

地域創造学研究

何

兵

衛

奉公人

何

八

十四四 其元借屋何屋何兵衛・同女房誰・子誰メ何人并跡式共、 為後日引取一札仍而如件 儀二付如何様之義出来仕候共、 此度勝手ニ付我等方へ引取申処実正也、然ル上者右誰 為後日借屋請状仍而如件 年号月日 何屋 年号月日 何右衛門殿 引取証文」 引取一札 かり主 請 人 我等方江引請可申候、 何屋 何 何 何 兵 兵 兵 衛 衛 衛 何売掛代銀出入 十五 候、 右何兵衛江何之何年何月ゟ何ノ何年何月迄、 代銀相済候様被為仰付被下候ハ、御慈悲難有可奉存 仕様無御坐、 何百匁相滞二付度々催促仕候得共埒明不申、 何屋 年号月日 以上 何右衛門殿 乍恐御訴訟 売掛目安認方」 右願之趣無相違相聞候ニ付、 乍恐奉願上候、 願人 相手 何町何丁目 右何兵衛被為 何町何屋誰借屋 何 何屋何右衛門 何屋 屋 何兵 何右衛門 何売代銀 衛 下ニ而可 御召成、 印

御奉行様

願人借屋人なれは

乍恐奥印仕候、 以上 相滞候様被為 仰付被下候ハ、御慈悲難有奉存候、

何屋 何兵衛

以上

<del>-</del>

何左衛門 印

年寄

何屋

月日 右願之趣無相違相聞

二付、

乍恐奥印仕候、

候 以上

何屋

預ケ銀目安認方\_ 家主之奥印 何町 何屋誰借屋

十六

御奉行様 「右目安銀高、 売掛ケ・預ケ銀共、 家主 何右衛門

何町何屋誰支配かしや 右高無数分者御取上無之候事」 お以上、 摂河在々者六拾 な以上、 播州ハ百五拾匁已上、 大坂三郷ハ拾五匁位

利 十七 同名前脇書認方)

相手 名前退相続人忰何右衛門名改 何町何屋誰借家何屋何兵衛 何屋何兵衛

仕様無御座、

乍恐奉願上候、

右両人被為

御召成、

座候処、入用ニ付度々催促仕候へ共埒明不申、下ニ而可

銀去ル何之何月ゟ当何月迄何程相滞、

都合何貫何百目御

右両人江何之何年何月慥成証文を以銀何貫目預ケ置、

同

何

屋

何兵衛

預ケ銀出入

相手

何屋何右衛門

何町

何丁目

願人

何

屋 何兵

衛

何屋. 何町何屋誰支配借 何兵衛病死仕相続人

相手 何屋何兵衛

相手 何町 何 |屋誰 何屋何兵衛 借屋

名前添書

但証文ニハ何屋何右衛門与

死跡何兵衛方江引取二相成 右何兵衛義者同人忰二而、 有之候得共先達而病死仕、

身帯人二付、 右之通相手 取

但合申帳点候

得共先達而病死仕、 同人忰ニ而名前相続 面 右何兵

二ハ何屋誰与有之候 御堂上方者御家領と左之通可認(合点)

二條樣

二御 衛

叫坐候故、

相手取申候

71

閑院宮様

近衛様 御家領

人

何州何郡何村

相手 者名改 何屋何兵衛(合点) 菛

衛借屋何屋何兵衛家号改△又 何町何屋誰幼少ニ付代判何兵

二付、相手取不申候 右何兵衛身躰限り仕候

何屋何右衛門(合点) 人無之ニ付、相手取不 右何右衛門病死仕相続

申候

何屋何兵衛 右何兵衛住居相知れ不

申ニ付、相手取不申候

御三卿様御領知と認 相手

何兵衛

清水様

御領知

田安様

相手 何州何郡何村

何兵衛

一万石以上左之通

松平何守様御領分

何州何郡何村 何兵衛

相手

御旗本ハ御知行所ト認(合点) 何之何之助様何之何之守様 御知行所

相手 何州何郡何村 何兵衛

何之何兵衛様御代官所 何州何郡何村

乍恐御訴訟

何町

家請会所ハ北平野町なり」

仰渡候、

其方二而罷帰り可申事

【北平野町】家請会所は亀井町

(平野町通り沿い) に所在

家明願掛御願

私借屋何屋何兵衛儀、 何町何屋誰家請人二取家貸置候 何屋何兵衛

処、入用ニ付明させ申度奉存罷在候処、 何町何屋何兵 右出入相済

為成下候ハ、難有奉存候、 以上 次第家明させ申度奉存候間、乍恐家明願掛ケ御聞届

年寄 願人 何屋何右衛門 何屋何兵衛

年号月日

相手

追訴ハ廿一日目ニ願、

尤当番所

家明願掛ケ常之通訴訟ニ罷出

何兵衛

地域創造学研究

御前ニ而聞置と被

 $\equiv$ 

五人組·年寄 (朱合点)

御奉行様 奉存候、

十八 家質目安」

乍恐御訴訟

願人 何町

何屋何兵衛

何町何丁目

家質銀滞出入

何屋何右衛門

相手

并五人組

御奉行様

年寄

十九

家質利銀目安」

乍恐御訴訟

/ 証文与名まへちかひ候ハ、、其訳認証文通り御坐候ハ、

此通ニ而よろしく、尤証文写添出ス

家質利銀滞出入

右何右衛門所持之家屋敷一ケ所何之何年何月五人組

恐奉願上候、右何右衛門并五人組·年寄被為

御召成、

右家質銀相済候様被為

仰付被下候ハ、御慈悲難有可

取、

度々催促仕候へ共埒明不申、下ニ而可仕様無御座、乍 年寄連判を以銀何拾貫目之家質ニ取置候処、入用ニ付

何屋何兵衛

何町何丁目

何町

何屋何右衛門

相手

同請負人 何屋何兵衛

右何右衛門所持之家屋敷一ケ所、 則右何兵衛利銀請負人ニ取置候処、去ル何ノ何月 銀何拾貫目之家質ニ

 $\equiv$ 

何屋

何兵衛

以上

年号月日

右願之趣無相違相聞候ニ付、

乍恐奥印仕候、以上

年寄

何兵衛

何町

願人

四四

地域創造学研究

御奉行様 「惣而何之出入ニ而も、証文有之願ハ大半紙竪テニツ折 相認事」 右家質利銀滞計願上候節ニ而も本証文も持参可致事」 右者今日奉願上候証文之写乍恐奉差上候、以上 こして口ニ証文之通無違様ニ書付、其奥書左之通ニ可 難有可奉存候、 御召成、右利銀相済候様被為 不申、下二而可仕様無御座乍恐奉願上候、 **ゟ当何月迄何百目相滞候ニ付、度々催促仕候得共埒明** 年号月日 右願之趣無相違相聞候二付乍恐奥印仕候、 証文之写與書」 年寄 仰付被下候ハ、御慈悲 何屋 何屋何兵衛 何町 何左衛門 右両人被為 以上 御奉行様 二十壱 电 奉願上、今日 年号月日 年号月日 乍恐病気御断奉申上候、 乍恐病気御断 度目病気断 御召奉畏候、 以上 判計 然ル処病気ニ付得罷出不 何町何屋誰かしや 五人組 家主 代 病気ニ付代 何屋何兵衛 何兵衛 Þ 先月幾日

| 取何売掛代銀出入ニ付、当月幾日奉願上、先月幾日御 | 一何町何屋誰幼少代判何兵衛借屋何屋何右衛門ゟ私相手 | 何十郎     | 病気二付代 | 何屋何兵衛       | 借屋 | 何町何屋誰支配   | 乍恐病気御断       | 「二十二 二度目病気断」 | 「右願人と申合、御当番所へ相断可申候」 | 御奉行様 |    |      | 願人 |   | 4字 | 無 ==================================== |                |
|--------------------------|---------------------------|---------|-------|-------------|----|-----------|--------------|--------------|---------------------|------|----|------|----|---|----|--|----------------|
| 一可叮可屋可兵衛な弘钼手収預ケ銀         |                           |         | 乍恐返答  | 「二十二 対決返答書」 |    | 後奉行.<br>村 | Pacific<br>使 |              |                     |      |    | 年号月日 |    |   | 以上 | 未快気不仕得罷出不申ニ付、                          | 召之処病気ニ付御断申上、今日 |
| 以預ケ銀 出入ニ寸、当可             | 何屋何兵衛                     | 可叮呵屋維普屋 |       |             |    |           |              | 願人           | 年寄                  | 五人組  | Ĭ. | 家主   |    | 代 |    | 7、乍恐此段御断奉申上候、                          | 今日 御召奉畏候、然ル処   |

月幾日奉願上、今日対決為 御坐候へ共、近年身上不如意ニ付、銀子調達難仕候間 仰付奉畏候、 右銀高相違

乍恐今暫相待呉候様被為 仰付被下候ハ、難有可奉存

乍恐御下ケ被為

成下度奉願上候、

手方相糺候処、

後訴・

願掛ケ等一

願銀高不残請取出入 下ニ而相済難有奉存り何程ハ了簡仕出入 下ニ而相済難有奉存

候、

付、

当何月幾日奉願上候処、

候、

以上

何屋

何兵衛

年号月日

御奉行様

願掛ケ有之候 ハ、尤と申所ゟ左之通ニ可

御奉行様

年号月日

対決之上銀高相違無之候得者、

坝、

拾メ目以上者五十メ目以下迄ハ百五十日切、

メ目

お以上

ハ三百

六十日

切済

方被仰

付候

、

御前相済候

願掛ケ有之候得者、

先訴人・

相手丁内

後訴人三方

五十

御当所二而日切証文印形致可申事(<sup>番脱)</sup>

尤願掛ケ之有無相手方相糺候処、 後訴有之趣申之ニ付

相手方丁内申合乍恐御断奉申上候、 以上

申合、目安方へ罷出候事

二十四

対決後済口」

乍恐済口

「二十三願下ケ」

後、

乍恐口上

何町何屋誰借屋

屋 何兵

何町何屋誰支配借屋何屋何兵衛相手取預ケ銀出入ニ

何町 何丁目

何町何丁目何屋誰支配借屋何屋何兵衛相手取代銀滞御 屋 何右衛門

御威光を以右銀高之内 切無御座候、 尤願掛ケ之有無相 依之右 以上 願 残何 궂

何屋 何兵衛

地域創造学研究

ケ銀出入、 田入、預、 対決之上六十日切済方被為 去何ノ何月何日奉願上候、 仰付難有奉存候、 当何ノ何月何日 然ル 処

右願銀高何百何拾目之内、 当時何百目請取、 残何百目

ハ証文ニ仕、

双方無申分出入内済仕候二付、

乍恐此段

有奉存候、 御断奉申上候、 尤相手何兵衛儀相糺候処、 何卒御聞届被為 成下候ハ、 此外後訴願掛 御慈悲難

御威光ヲ以右願銀高不残請取出入下ニ而相済難有奉存<<(朱合点) ケ等一 切無御座 候、 以上

後訴願掛ケ之儀者相手町内ゟ御断奉申上候、以上△徐合点) 相手方相糺候処、 後訴願掛ケ等一 切無御坐候、 以上

依之乍恐済口之御断奉申上

一候、

尤願掛ケ之有無、

何屋何兵衛

相手 何屋何右衛門

御奉行様

対決不致候内ハ相手方連印ニ不及、 過半済断当番所切日方へ差出可申、 方連印致させ可 申事 於御前過半済御聞 対決後は済口 [相手

届之上残銀又々六十日切被

仰渡候

相手方ハ所之者

付添可申、 願人ハ付添ニ不及候事」

乍恐口上

何町何屋何右衛門冶私相手取何代銀 何屋町何屋誰かしや 何百目相滞二付、 屋何兵衛

被為 当何月幾日奉願上、 江何程相渡過半相済申候、 仰付、 則今日御切レ日ニ御座候処、 同何月幾日対決之上六十日切済方 残銀何程乍恐今暫相待呉候 右銀高之内

様被為 仰付被下候ハ、難有奉存候、 以上

何屋

何兵衛

年号月日

右相手方申上候 通、 願銀高何百何拾匁之内江何程今日請

候 ハ 難有奉存候、 以上 取過半相済申

子候、

残銀何程又

々相済候様被

為

仰付被 下

願人

何屋 何右衛門

二七

御奉行様

二十六 切日之上、 出入不済願人断書なり」

乍恐口上

何町何丁目

被為

仰付、

則今日御切レ日ニ御坐候処、

病気ニ而銀

何月幾日奉願上、

同何月幾日対決之上、六十日切済方

子調達難仕、

右出入相済不申二付乍恐御断奉申上候

尤此外諸掛合等無御座候、

以上

代何助

何屋何兵衛

何町何屋誰借屋何屋何右衛門相手取預ケ銀出入ニ付、 当何月幾日奉願上、 同何月何日対決之上六十日切済方

入相済不申二付、 乍恐此段御断奉申上候、 以上

被為

仰付被下、

則今日御切レ日ニ御坐候得共、

右出

何屋

何兵衛

御奉行様

年号月日

二十七

切日之上出入不済相手方断書.

乍恐口上

何町何屋誰借屋

病気ニ付代 何屋何左衛門

御奉行様

年号月日

三十八 切日之上出入不済候得ハ相手方病気見届申上 候様願人へ被仰渡候書付、 左之通」

乍恐口上

何町何丁目

何屋何兵衛

何町何屋誰借屋何屋何兵衛相手取何代銀出入ニ付、 何月幾日奉願上、 同何月幾日対決之上六十日切済方被 当

為 申 仰付、 其段御断奉申上候処、 昨幾日御切レ日ニ御坐候へ共右出入相済不 相手何兵衛病気見届被為

何 助

付、

当

何町何丁目何屋何兵衛ゟ私相手取預ケ銀出入ニ

地域創造学研究

둣

押込出入不済願人お之断、朱書)

乍恐口上

二十九

押込之上出入不済願人ゟ之断

仰付、 則及見候処病気相違無御坐候ニ付、 乍恐書付ヲ 候得共出入相済不申二付乍恐此段御断奉申上候、

以御 断奉申上候、 以上

御奉行様

年号月日

「右日切之上出入相済不申、

相手方病気ニ付三十日押込

被仰付候、夫ゟ当番所ニ而受証文印形御取被成候事

何兵衛

何屋

年号月日

何屋

以上

何兵衛

御奉行様

押込之上出入不済、

相手方断

乍恐口上

何町何屋誰かしや

何屋何兵衛

病気ニ付代

何

助

何町何丁目何屋何兵衛ゟ私相手取預ケ銀出入ニ付、 月幾日奉願上、 同何月幾日対決之上六十日切済方被為 当

仰付、 調達難仕出入相済不申ニ付、 同何月幾日御切レ日ニ御坐候処、 病気見届被為 病気ニ而銀子 仰付、 同

則今日右御切レ日ニ 御

当何 何町

月幾日奉願上、

仰付被下、

同何月幾日御切日二御座候得共出入 同何月幾日対決之上六十日切済方 何屋誰借屋何屋何兵衛相手取何売代銀出入ニ付、

何町

何屋何兵衛

付、 乍恐御断奉申上 候、 以上 座候得共未病気ニ而銀子調達不仕、

右出入相済不申ニ

仰付、

則今日右御切日ニ

御座 同 幾

相済不申、

相手何兵衛病気見届被為

仰付

候上、

月日

代何助

二九

御奉行様

「三十一 身躰限請取候上、願人ゟ之断

乍恐口上

何町何丁目

何屋何兵衛

何月幾日御切レ日ニ候所出入相済不申、病気見届之上、何町何屋誰借屋何屋何兵衛相手取預方銀出入ニ付、当

被為 仰付被下、則諸色何十点請取難難有奉存候、依御坐候得共右出入相済不申二付、相手何兵衛身躰限り

同

.何月幾日ゟ三十日御押込被為仰付、

昨幾日御切日ニ

之乍恐書付ヲ以御断奉申上候、以上

但諸掛り合之有無認ル

年号月日

御奉行様

何屋

何兵衛

年号月日

幾日奉願上、同何月幾日対決之上六十日切済方被為一何町何丁目何屋誰ゟ私相手取預ケ銀出入ニ付、当何月

仕出入相済不申、病気見届之上同何月幾日冶三十日御仰付、同何月幾日御切レ日ニ候所病気ニ而銀子調達難

ニ付銀子調達不仕出入相済不申ニ付、身躰限り相渡候押込被為 仰付、昨幾日御切レ日ニ御坐候得共未病気

御断奉申上候、以上

様被為

仰付、

則諸色何十点相渡申候二付、

乍恐此段

御奉行様

代何助

御役所ゟ請証文被仰付候、家質方へ右請証文奥ニ印形可取

「三十二 身躰限り相渡候上、

<sup>7</sup>相渡候上、相手方ゟ之断

Ξ

病気ニ付何屋何兵衛

代何助

何町何屋誰かしや

「身躰限り諸色付帳認様」

片折紙二ツ折二して

身幹限り掘色路帳

何町何屋何兵衛借屋何屋誰

年号月日

「左二朱之内前家屋敷家質方渡之節.

覚

家屋鋪

ケ所

右者何屋町何屋誰、 銀何メ目之家質ニ入

御坐候

「品物連印一所ニ渡候節

何

メ何点 何

何屋誰方

壱 壱 壱

壱

壱

家主 何屋

何兵衛

株札有之候者ハ点メ之外江何株与認

代何助 病気ニ付

何屋何兵衛

覚

何 「家屋敷有之候へ者、 小口ニ認何町何屋

誰方へ銀何十〆目、

家質ニメ有之と可認之」

何

右之通相違無御座候、

以上

メ何拾点 何

Ξ

何屋

五人組 何兵衛

何兵衛

同

年寄 何右衛門

願人 何屋何右衛門

何屋

何町

何町何屋誰

冶私相手取預ケ銀出入ニ付、当何月幾日奉 何次郎

病気ニ付代

願上、 相済不申、 何月幾日御切日ニ候所、病気ニ而銀子調達不仕右出入 同何月幾日対決之上六十日切済方被為仰付、同 仰付奉畏候

済口御聞届被為 成下、何卒御押込御赦免被為 成下

御奉行様

右諸色御渡被下難有慥二奉請取候、

以上

「同日願者願人此奥江何人ニ而も認ル、

同家人ハ前文点

数何点と〆、

何屋誰ト認」

候ハ、難有奉存候、以上

年号月日

代 何治郎

何屋

何兵衛

家主

五人組 何右衛門

壹

「三十三 押込中ニ出入相済候相手方之断」

乍恐口上

何屋何兵衛

何町何屋誰借屋

御奉行様

何屋

何屋何兵衛御押込中ニ付

何左衛門

乍恐口上

三十四

押込中二出入相済候願人之断.

何町

何屋何兵衛

何月幾日奉願上、 同何月幾日対決之上、六十日切済方 何町何屋誰借屋何屋何兵衛相手取預ケ銀出入ニ付、当

被為 然ル所対談之上、右出入内済仕候、 仰付被下、 同何月幾日御切日二候処出入相済不 偏二御威光故与難

押込御赦免被為 有奉存候、乍恐済口御聞届被為 成下候様奉願上候、以上 成下、 相手何兵衛御

但相手方後訴願掛之義ハ以上、無御座候、已上

何兵衛

年号月日

御奉行様

三十五 目安中相手方病死仕候ハ、願人申合目安方へ

可願上旨被 訴訟ハ御引上ケ、 仰渡候事」

可断出候、

跡名前極り次第

乍恐口上

何町年寄

何町何屋誰お丁内何屋誰借屋何屋何兵衛相手取預ケ銀 出入二付、当何月幾日奉願上、 同何月幾日対決之上 何屋何兵衛

兵衛今日何時病死仕候二付、願人申合乍恐右之段御断

六十日切被為

仰付、

当時御日切中二御坐候処、右何

年号月日

奉申上候、以上

何屋

御奉行様

願人

何屋

「三十七 先訴之断願人と申合、

乍恐口上

|三十六 目安中願人病死仕候ハ、相手方申合、 江御断可 中、 訴状者御引上ケ被成候、 跡名前 目安方

極り次第願上候事\_

乍恐口上

何町年寄

丁内何屋何右衛門ゟ何町何屋誰借屋何屋何兵衛相手取

預ケ銀出入、

当何月幾日奉願上候処、

右何右衛門儀今

日何時病死仕候二付、

相手方申合乍恐右之段御断奉申

当何月幾日願

願人何町

何代銀出入

何屋何兵衛

預ケ銀出入

当何月幾日願

願人何町

相手右 何屋何兵衛

右出入当何月幾日対之上六十日切被為(決脱) 何屋何兵衛

仰付、

当時

御日切中二御座候

何屋

何兵衛

右御引上ケ願掛ケ

相手右

何屋何兵衛

何屋何兵衛

右之通先訴御坐候ニ付願人申合、 以上 乍恐御断奉申上候、

尤

此外後訴・諸掛り合等無御座候、

御奉行様

年号月日

上候、

以上

地域創造学研究

何屋何兵衛

何町年寄

何町何屋何兵衛台丁内何屋誰借屋何屋何兵衛相手取、

何代銀出入ニ付、預ケ銀出

昨幾日奉願上御裏印奉請候、

然ル所

右何兵衛二先訴御座候二付左二奉申上候

三四

目安方へ御断可申事」

乍恐口上

合、

目安方江相断可申事」

年号月日 何屋

何兵衛

奉申上候、

此外後訴

諸掛り合無御座候、

以上 何屋 何兵衛

右出入日順ニ相成候ニ付請させ申度願人申合、

乍恐御断

何屋

何兵衛

願人

御奉行様

年号月日

御奉行様

願掛ケ数口有之時ハ此外と申所ゟ左之通可認事 此外後訴・願掛ケ数口有之候、 其外諸掛り合等無御

先訴相済候時者先訴人·後訴人并丁内三方申

座候、

何町年寄

何屋. 何兵衛

何町何屋何兵衛台丁内何屋誰借屋何屋何右衛門相手取 預ケ銀出入ニ付、当何月幾日奉願上候処、 右出入今日

奉申上候

相済申候、

然ル所右何兵衛ニ願掛ケ御座候ニ付、

左

当何月幾日願掛ケ

預ケ銀出入

願人何町

何屋何兵衛

相手右 何屋何兵衛

> 三十九 先訴相済願人ゟ願直シ之断」

乍恐口上

何町

何屋何兵衛

何町何屋誰借屋何屋何兵衛相手取預ケ銀出入ニ付、 御座候、 何月幾日奉願上候処、其節先訴有之私願御引上ニ相 然ル所右先訴今日相済私願日順二相成候趣、 当 成

相手方丁内

方通達

仕具候

二付、 日之御用日ニ奉願上度、 乍恐此段奉申上候、已上 右願掛ケ之出入来ル幾

御奉行様

御奉行様

年号月日

何兵衛

何屋

「右願直シ刻限延引致候義有之時ハ其段目安方へ御断 申上候事」

乍恐口上

四十

願掛ケ出入願止メ断

何町

何屋何右衛門

何町何屋誰幼少二付代判何兵衛借屋何屋何兵衛相手取 何代銀出入ニ付、当何月幾日奉願上候所其節先訴有之、預ケ銀出入ニ付、当何月幾日奉願上候所其節先訴有之、 私願御引上ケニ相成御坐候、 然ル所右先訴今日相済、

今日相済候二付、 右願掛ケ之出入相止メ申度候ニ付、 私願日順二相成候趣二候処、

私願之出入も対談之上、

年号月日

乍恐此段御断奉申上候、 以上

年号月日

何屋

何右衛門

御奉行様

四十弐 右番附之 四十一カ)

訴状表町名或家号·名前等違有之節張紙之断、 人・相手方并丁内江も届無之願上、右相違有之方ハ

其段申上候得者御引上ケ成り又々願直し可申事.

「御差日ニ不罷出候節書付也

乍恐口上

何町年寄

何町何屋何兵衛台丁内何屋誰借屋何屋何兵衛相手取、 何屋何兵衛

仕度願人へ申合、 町名或者家主又ハ家号何と有之相違御坐候ニ付、 預ケ銀出入ニ付、 乍恐御断奉申上 昨幾日奉願上御裏印奉請候、 候、 以上 然ル所

何屋

何兵衛

尤願

御差日ニ不罷出候節書付なり」

乍恐口上

何町何屋誰かしや

何屋何兵衛

何町何丁目何屋何兵衛冶私相手取預ケ銀出入ニ付当何

月幾日奉願上、

昨幾日御召日二御座候二付、右出入相

御慈悲ヲ以右不調法之段御赦免被為 尤右何兵衛ゟ願上候出入、対談之上内済仕候間、 候内、昨日を過シ御差日不参仕不調法之段恐入奉誤候、 済申度存途中迄罷出候処、不斗病気差発り養生仕罷在 成下候ハ 何卒 難有

何屋

仕合奉存候、

以上

年号月日

何兵衛

家主

五人組

年寄

御奉行様

四十三 御差日相手方不参致、出入内済ニおよひ願人

書付」

乍恐口上

何町何丁目

何屋何兵衛

何町何屋誰借屋何屋何兵衛相手取預ケ銀出入ニ付当何 月幾日奉願上、 昨幾日御召日二御坐候処相手方不参仕

二御威光故与難有奉存候、何卒右願御下ケ被為 ル処私願之出入対決之上銀子不残受取出入内済仕、 成下 偏

二付其段御断奉申上候処、

相手之者御召出二相成、

然

後訴願掛一切無御座候、 以上 度、

乍恐奉願上候、

尤願掛ケ之有無相手方相糺候処、

何町

何兵衛

年号月日

御奉行様

対決之上御糺ニ成候出入相済候節、左之通書付差上 於御前二済口 御聞届被成候上、 吟味方御役所へ外ニ

済口証文差上候事.

四十 应 乍恐口

Ŀ

何町

何屋何兵衛

幾日奉願上、 同何月幾日対決之上相手方ゟ返答申上候

二付御糺二相成候処、下二而対談仕度昨幾日迄追々御

何町何屋誰借屋何屋何右衛門相手取何之出入、当何月

出入銀高何程之処何百匁当時請取、 日延御猶予之儀奉願上御聞届被為 何百目ハ証文ニ相 成下候、 然ル処右

改或ハ了簡仕、 威光故と難有奉存候、依之何卒済口之儀御聞届被為 以来双方申し分なく内済仕候、 偏二御

成下候様仕度、 乍恐連印ヲ以奉願上候、 以上

年号月日

何屋何兵衛

五人組

年寄

何町何丁目何屋誰かしや 何屋何兵衛

家主

何屋何兵衛

御奉行様

四十五

済口証文認様

大半紙二ツ折ニして認可申」

差上申済口証文之事

何町何丁目何屋何兵衛ゟ何町何屋誰借屋何屋 相手取何之出入当何月幾日奉願上、 同何月幾日対決之 何右衛

上相手方返答之趣ヲ以御糺ニ相成、 処下ニ而対談仕度御日延御猶予之儀願上、 双方御吟味奉請 内済仕候趣

左ニ奉申上候

間敷儀申上候間鋪候、 右何之出入銀高何程之処、 威光故与難有奉存候、 証文ニ而改或了簡致、 然ル上ハ 双方無申分出入下済仕、 仍而済口証文差上申所如件 何百目当時請取、 右 一件ニ付以来出入ケ 何百目者 偏 御

何屋何右衛門 屋何右衛門

年寄 五人組

何

御奉行所

御吟味奉請候処御吟味御日延奉願

則内済仕候趣左

御奉行様

東二而此振合二認

年号月日 願人 五人組 何町何丁目 何屋何兵衛 誰 何町 何屋何兵衛

私借屋何屋何兵衛当何ノ何歳・同女房誰何十歳、 人或ハ同家誰、又者下人何兵衛、 当月幾日之夜何時 右 頃 両

誰 罷出立帰り不申ニ付、方々相尋候得共行衛相知れ不申

何町何屋誰かしや 誰

年寄

相手

家主

五人組 同

年寄

同

同

二付、

家出御断奉申上候、

御帳面御留置被為成下度

乍恐奉願上候、 以上

年号月日

但諸掛り合等一切無御座候、

已上

何屋

何兵衛

何屋

何右衛門

年寄

右同家人・下人等ハ立帰り候 断者家主奥印但シ借屋人・同家人之 */*\ 御 断申 一候様被 仰

書上御断申上候樣被仰渡候事

渡候、

借屋人ハ三十日見合立帰り不申候ハ、残シ道具

乍恐口上 当番所へ 相断 可申事. 「四十六

家出之断罷出候日限ゟ三日見合、

兀 日目

御

右之通双方無申分出入内済仕偏ニ御威光と(以下記載なし)

願銀高

何と仕候

奉申上候

四十七 残シ道具書上」

三九

乍恐口上 何町 何屋何兵衛 御奉行様 年寄 何屋

私借屋何屋何兵衛・同女房誰両人義、 仰渡奉畏候、則今日三十一日目ニ御坐候得共立帰り不 見合立帰り不申候ハ、残シ道具書上御断奉申上候様被 立帰り不申ニ付、 同幾日家出御断奉申上候処、三十日 当何月幾日罷出

> 者年寄持参可申候事 上之儀と右振合候而年寄・

但シ丁人家出者年寄・五人組ゟ御断可申上、

五人組・月行司印形ニ而書付

申二付残道具書上、乍恐御断奉申上候、

以上

壱

四十八 家出残道具無之断

乍恐口上

何町

何屋何兵衛

私借屋何屋何兵衛・同女房誰・同倅誰右何人共、当何 月幾日家出仕候二付其段同何月幾日御断奉申上候所、

様被為 立帰り不申候ニ付乍恐御断奉申上候、 三十日見合立帰不申候ハ、残シ道具書上御断奉申上候 仰付奉畏候、則今日三十一日目ニ御坐候 尤残道具之儀最 へ共

初ら相改候所一色も無御坐候、 以上

何屋

年号月日

義無御座候、依之奧印仕候、已上

書面之残道具色品、

最初立会相改候節ゟ不相替聊相違之

何屋

何兵衛

年号月日

何 何 何 何 何

壱 壱 壱 壱

何十点

四〇

何右衛門

残シ道具書

残道具之儀家主ゟ奉申上候通、 最初立合相改候処一 切 年号月日

無御坐候、 依之與印仕候、 以上

何屋

年寄 何右衛門

御奉行様

四十九

家出之者罷帰候断

乍恐口上

御奉行様

家主

何右衛門

何屋

何兵衛

Ŧ. + 残シ道具・ 同家之者へ被下度願書」

乍恐口上

何町何屋誰借屋

何屋何兵衛

私同家何兵衛又ハ下人何助与申当何十歳ニ相成候者、 然ル処右何兵衛義心願之儀有之伊勢参宮仕、 当何月幾日家出仕候二付、 同幾日其段御断奉申上候、 或者西国

乍恐御断奉申 Ŀ 候、 御帳 面御消被為 成下候 難有

尤道中筋先々悪事等之儀相糺候処諸掛り合

巡礼又ハ四国遍

一路相廻り候由申之、今朝罷帰り候ニ付、

切無御坐候、 奉存候、

以上

何町 何屋誰借 屋

何屋何兵衛同家 何兵衛

御坐候得共立帰り不申ニ付、 道具書上御断申上候様被 内家主

台御断奉申上候処、 三十日見合不立帰候 仰渡、 其段家主
る御断被 則今日三十一日目 ハ、残 申 Ė

私忰何兵衛儀当何月幾日家出仕候二付、

其段同幾日

亍

上候、 共、 得者及渇命ニ可申与歎ケ敷奉存候ニ付、 何卒右残シ道具私へ被為 御聞届被為 成下候ハ、難有奉存候、 下置候樣仕度乍恐奉願 恐多奉存候得 以上

然ル処私儀老年ニおよひ可手寄親類等も無御坐候(頻)

何屋

|                          |                 |                        |                            |                        |                    |         |         |                         |                           |             |              |                          |       |         | •      | ~1 14 | ни   |    |  |    |  |
|--------------------------|-----------------|------------------------|----------------------------|------------------------|--------------------|---------|---------|-------------------------|---------------------------|-------------|--------------|--------------------------|-------|---------|--------|-------|------|----|--|----|--|
| 有士合奉字侯、衣之字恐書願上候処御聞届被為成下、 | 願上候処御聞 届被為古     | 寄親類も無之難渋仕候ニ付、          | 寄親類も無之難渋仕候ニ付、十点書上家主ゟ御断奉申上候 | 十点書上家主ゟ御断              | 一私忰何兵衛義家出仕立帰り不申ニ付、 |         |         |                         | 乍恐口上                      | 「五十一 残道具被下好 |              | 届有之上、御礼之書付               |       | 御奉行様    |        | 年号月日  | 年号月日 |    |  |    |  |
|                          | 以下、右残道具不残被為 下置難 | <b>條ニ付、私へ被為下置候様仕度奉</b> | 奉申上候処、私老年ニおよひ可手            | <b>立帰り不申ニ付、所持残シ道具何</b> | 何兵衛                | 何屋何兵衛同家 | 何町何屋誰借屋 |                         | 残道具被下候御礼之書付」              |             | 御礼之書付差上申候事」  | 右家主ゟ残道具書付差上候跡へ願書差出可申候、御聞 |       | 年寄 何右衛門 | 家主 何兵衛 | 何屋    | 何兵衛  |    |  |    |  |
| 乍恐久離御願                   | 下恐久雕卸顛          | 「五十三 久離願」              |                            | 三郷家請会所                 | 年号月日               |         | 上       | 家、入用二御坐候間早々明渡候様御申付可被下候、 | 一私借屋何屋何兵衛・家請人何町何屋誰請人ニ而貸置候 | 覚           | 「家請会所へ家明け届ケ」 | (五十二)                    | 御奉行様  |         |        | 年号月日  |      |    |  |    |  |
|                          |                 |                        |                            |                        |                    |         |         |                         |                           |             |              | 明渡候様御                    | 人何町何屋 |         |        |       |      | 年寄 |  | 家主 |  |
|                          |                 |                        |                            |                        | 何屋何兵衛              | 何町      |         | 申付可被下候、以                | 証請人ニ而貸置候                  |             |              |                          |       | 何右衛門    | 何兵衛    | 何屋    | 何兵衛  |    |  |    |  |

何町何屋誰かしや

何屋何兵衛

私同家忰何兵衛与申当! 何 ノ何拾歳ニ 罷成候者、 常々不

五人組

何兵衛

何屋

家主

何兵衛

何月幾日家出仕不行跡相重り、 行跡二付親類共立会度々異見仕候得共不相用、 此上 如何様之悪事仕出 剰去ル

申上候、 シ可申哉、 何卒御聞届被為 後難之程難計奉存候二付、 成下候ハ 難有奉存候、 乍恐久離御願 尤 奉

此外諸親類 切無御坐候、 以上

何兵衛父 何兵衛

何屋

同人女房 たれ

年号月日

たれ

同

八大共

何町何屋誰かしや 何屋

7人伯父 何町 何屋誰かしや 何兵衛

恐同様奉願上

候

趣申聞候二付、 両親

お通路

仕間

敷 私兄二御坐候

乍

同

何屋

同人従弟

何兵衛

以上

何屋

年寄

何左衛門

何屋

同

何兵衛

何屋

御奉行様 「但親類之丁内ハ付添ニ不及候」

五十四四 住居致居候者 久離願仕候認方、

尤親

類 連

印

 $\square$ [々同様

何町何屋誰借屋何屋何兵衛与申当何拾歲二罷成候者私

忰ニ御坐候処、 常々不行跡二付親類共立会度々異見仕

程難計奉存候二付、 候得共不相用、 此上如何様之悪事仕出シ可申哉後難之 乍恐久離御願奉申 Ė 候、 何卒御 聞

届被為 申聞承知仕罷在候、勿論此外諸親類一 成下候ハ 、難有奉存候、 尤右御願申 切無御坐候 上候趣当

右願親類一 同并元町所之者付添、 御当番所へ願書差出

|      |       |        |             |                |                          |                          |                          |                          |                          |                           |                  |                       |       | 3             | <b>丈</b> 个十 | 台川                     |
|------|-------|--------|-------------|----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|------------------|-----------------------|-------|---------------|-------------|------------------------|
| 御奉行様 | 年寄奥印  | 家主・五人組 | 年号月日親類連印願之節 | 下候ハ、難有奉存候、以上   | 存候二付乍恐御願奉申上候、何卒久離御赦免被為 成 | 儀奉願上呉候様段々相詫申候、最早心底茂改り候様奉 | 処右何兵衛儀艱難仕心底相改候間、何卒久離御救免之 | 月幾日久離御願奉申上候処御聞届被為 成下候、然ル | 重り後難之程難計奉存候ニ付親類共申合、去ル何ノ何 | 一私同家忰何兵衛と申当何ノ何十歳ニ罷成候者不行跡相 | 何屋何兵衛            | 何町何屋誰かしや              | 乍恐口上  | 「五十五 久離御赦免之願」 |             | 可申、於御前二御聞届之上受印形御取被成候事」 |
|      | 「五十七」 | 乍恐口上   | 「板囲取払之断」    | 箱 <sup>3</sup> | 甲を宁兼                     |                          | 年号月日                     |                          | 奉存候、已上                   | たし申度乍恐奉願上候、知              | 損仕候ニ付取払、是迄之る     | 一私居宅家屋敷表口何間・裏行何拾間壱ケ所、 | 「五十六」 |               | 乍恐口上        | 「普請板かこひ願、地方役割          |
| 作具衛  | 何町何屋  |        |             |                | 在 名 作 在 看 月              | 何                        | 何兵衛                      | 何屋                       |                          | 御聞届被為 成下候ハ、難有             | 是迄之通普請仕度并右普請中板囲い | 暴行何拾間壱ケ所、右建家破         | 何屋何兵衛 | 何町            |             | 地方役所へ差出ス」              |

御奉行様 私所持居宅先浜納屋地、 - 浜地普請願地方役所へ差出御聞届相済候ハ、同様之願 私居宅屋敷破損仕候二付取払、是迄之通普請仕度并右 為 普請中板囲いたし度段当月幾日奉願上候処、 迄間口何間·浜行何間建家御坐候処破損仕候二付取払、 五十八」 書川方役所へ茂差出可申事 乍恐此段御断奉申上候、 年号月日 成下候、 乍恐口上 然ル所右普請出情仕板囲取払申候ニ付、 以上 間口何間 年寄 浜行何間之所ニ是 何町 何屋. 何屋 何屋 何兵衛 何右衛門 何兵衛 御聞届被 御奉行様 右御聞届相済候ハ、板囲願引続ニ差出可申候」 払、 五十九 為 御聞届被為 依之右普請中板囲仕度、 私所持居宅先浜納屋地ニ有之候建家破損仕候ニ付取 請仕候二付別紙絵図差上乍恐奉願上候、 下地之通間口何間・浜行何間建家仕度、 乍恐口上 年号月日 是迄之通普請仕度段奉願上御聞[ 浜地普請板囲願 成下候ハ、難有奉存候、 成下度乍恐奉願上候、 尤岸岐通り者竹垣ニ仕候間 以上 以上 居被為 何町 何屋 何屋 何屋 御聞 何兵衛 尤足駄造り普 何右衛門 三何兵衛 温被 成下候、

年号月日 何屋 何兵衛 御奉行様 「六十一 摂持之願地方役所へ差出ス」

御奉行様

何左衛門

乍恐口上

何町年寄

何屋何左衛門

此節暑強御坐候ニ付往来之者へ施之ため明幾日ゟ来ル

幾日迄摂持仕度、尤丁内通り筋者相除ケ横町ニ而莚日

覆仕度旨丁内之者共申之ニ付乍恐奉願上候、

六十

板囲取払之断

乍恐口上

何町

何屋何兵衛

私所持居宅先浜納屋地二有之候建家破損仕候二付取

段、 当何月幾日奉願上御聞届被為 成下候、 然ル所右

下地之通足駄造り二普請仕度并右普請中板囲仕度

普請出来仕候ニ付板かこひ并竹垣取払申候ニ付、乍恐

払、

此段御断奉申上候、 以上

何屋

年号月日

何兵衛

年寄 何屋 何左衛門

下候ハ、難有奉存候、 以上 元之儀大切二仕候様可申付候間、

何卒御聞届被為

成

何屋

年号月日

御奉行様

「右摂持仕廻候ハ、其段地方役所へ御断可申上候事」

欠

年号月日

御奉行様

一六十三

捨子貰人有之候ハ、貰主・請人申合、

願書

御当番所へ差出可申事」

「六十弐 捨子之断」

御断奉申上候、養育仕罷在候、然ル上処、右捨子何町(ママト)

何屋誰借屋何屋何右衛門貰請養育仕度趣申之ニ付、身

乍恐口上

何町何丁目

何屋何兵衛

今暁六ツ時過私居宅軒下ニ当歳之男子捨有之候ニ付、

早速養育仕置、乍恐此段御断奉申上候、

以上

申上候、御聞届被為

何屋

年号月日

何兵衛

年寄 何兵衛

何屋

右申上候通私貰請大切二養育可致候間、

仕度、 乍恐奉願上候、 以上

何町

乍恐口上

何屋何兵衛

当何月幾日私居宅軒下□当歳之男子捨有之候ニ付此段(埋)

御奉行様

屋何兵衛請人二取差遣申度奉存候二付、乍恐右之段奉 元并母乳等茂見受候処宜御坐候故、 成下候ハ、難有奉存候、以上 請人 貰主 何町何屋誰かしや 何町何屋誰かしや 何町何屋誰借屋何 年寄 何屋 何屋 何兵衛 何左衛門 何屋 何屋 被 何兵衛 何兵衛 下置候様

六十四 非人行倒之断. 書付を以申達候、 以上

乍恐口上

何町年寄

年号月日

高原

役人中

何屋何兵衛

頃何十歲計之男非人病気躰ニ而行倒申候ニ付、 薬用等

御当番与力衆名前書遣候事

今何時頃丁内何屋何兵衛居宅先大道二、常々見馴候年

致させ心を付置、乍恐此段御断奉申上候、 以上

何屋

「右書付御当番所へ差出可申、 高原小屋へ引渡候様被仰

渡候事」

御奉行様

何兵衛

年号月日

六十六 書付差出可申、 非人相果候節年寄·月行司罷出、 病死相違無之趣御請証文御取

御当番所へ

被成候事

乍恐口上

何町年寄

誰

月行司

誰

今何時頃丁内何屋何右衛門居宅先大道二、常々見馴 年頃何拾歳計之男非人病気躰ニ而行倒候ニ付、 為致候得共不叶相果候、尤立会相改候処見二疵等茂無 薬用等 候

丁内何屋何兵衛居宅先大道二、年頃何十歳計之男非

覚

「高原小屋へ遣候書付也」

其元小屋江差遣候様被

仰渡候故、

則送り遣候ニ付、

人病気躰ニ而行倒候ニ付、

御番所様江御訴申上候処、

何町

会所

쮰

何町何屋何兵衛居宅先キ大道ニ、常々見馴候年頃何十

差上申御請証之事 同御請証文」

歳計之男非人相果罷在候ニ付、其段御訴申上候処病死

之病死二相違無御坐候二付、 乍恐此段御断奉申上候,

以上

年号月日

御奉行様

一六十七

年寄

年行司

御奉行様

年寄

何屋何兵衛

「六十八 同墓所へ遣候書付」

覚

片付候様御当番何之何十郎様被 丁内何屋誰居宅先大道二、常々見馴候年頃何十歳計之 男非人行倒果候二付御番所様 へ御訴申上候処、右死骸 仰渡候二付、

墓所へ差遣候間 灰除場へ土葬ニ御取置可給候、

年号月日

右死骸年寄·丁人立会得与見及候処、惣身二疵無御座、

之躰二無相違候哉与猶又御尋二付左二申上候

全病死与奉存候、勿論常々見馴二非人二相違無御座候

段申上候所、死骸片付被

仰付、

若右死骸之儀二付後

日不埒之筋相顕候ハ

、私共可為

越度旨被

仰渡奉畏

仍而御請証文件

聖六坊殿

橋之上・橋台ニ而行倒・変死等有之節ハ両詰年寄申合。

何町

御断二罷出候事

六十九 使御出御見改之上、又々御番所へ罷出 往来人相果候断御当番所へ差出 可 車 帹 三日 御検

年号月日

何町月行司

何屋何兵衛

四九

さらし被仰渡、 高麗橋江建札御渡有之候事」

乍恐口上

何町年寄

何屋何兵衛

未人主相知れ不申ニ付、

乍恐右之段御断奉申上候、

以

何屋

レ候ハ、可申上旨被 上三日さらし被為

仰渡候処、

今日四日目二候得共

今何時頃丁内何屋何兵衛居宅先大道二、年頃何十歳計 之男病気躰ニ而行倒候ニ付、 早速駈付医師・薬用等為

致介抱仕候得共不叶相果申候二付、 乍恐此段御断奉申

年号月日

上候候、已上

御奉行様

何兵衛

何屋

御奉行様

七十一 仮片付墓所へ遣候書付\_

当月幾日、

丁内何屋誰居宅先大道二、年頃何十歳計之

何之何右衛門様 被何之何左衛門様 被 取置可給候、 男行倒相果候ニ付御訴申上三日さらし被 人主相知レ不申ニ付、 以上 仰渡候間其元墓所江差遣候、 右死骸仮片付二仕候様御当番 仰付候上、

宜

何町

月日

当月幾日丁内何屋何兵衛居宅先大道二、年頃何十歳之

乍恐口上

何町年寄

何屋何右衛門

御断可申上、死骸仮り片付被

仰渡候事

三日さらし之上人主不相知候ハ、、

四日目ニ

五〇

男行倒相果候二付御訴奉申上候処、

御検使被

成下候

仰付、

高麗橋江立札仕、

人主

相

地域創造学研究

上.

年号月日

覚

年号月日

段御断奉申上候、

以上

## 聖六坊殿

変死之断

乍恐口上

何町

被

何屋何兵衛

私借屋何屋何兵衛義、 付早速駆付見請候処、 今何時頃居宅二而首縊居申候二 最早絶命仕罷在候二付、乍恐此

何屋 何兵衛

何屋

年寄 何左衛門

御奉行様

「右変死之断ハ家主・年寄罷出御当番所へ書付差出可申、

番所へ罷出、 御検使御出御□改、 於御前二死骸片付御聞届之上、御請証文 親類一同申口御聞取之上、又々御

御取被成候事」

七十三 御請証文認方」

差上申御請証文之事

何町何屋誰儀昨幾日於居宅首縊相果候二付、 所之者

お御訴申上候処、 御検使被 成下候上私共一 此段誰并

誰儀・女房誰・悴誰与家内何人相暮何商売仕、 召出、不審心当之儀御尋ニ付左ニ申上候 平(睦)

敷相暮罷在候処、

文言作り

早速所之者へ相知せ御訴申上候儀ニ而全自滅ニ無相

骸被下置候ハ、片付申度奉願候、 奉存候上ハ、親類共一統外へ対し申分無御坐候間、 此外親 類一 切無御 座 死

有奉畏候、 御請証文如件

候段申上候所、

被

聞召上誰死骸片付候様被

仰渡難

かしや

何屋町何屋誰

何兵衛

親類連印

年号月日

| 「七十四」           | 乍恐口上             | 「家質置主身躰限り被 仰付候ニ付、 |     | 御奉行様 |      |               |    | 右御請証文之趣相違無御坐候ニ付奥印如件 |         |
|-----------------|------------------|-------------------|-----|------|------|---------------|----|---------------------|---------|
| 屋町              |                  | 、銀主之断」            |     |      | 年寄   | 五人組           | 家主 | 件                   | 最早見付候もの |
| 仰付、当幾日御切日二御坐候得共 | 預ケ銀出入奉願上、出入相済不申二 | 一何町何屋誰家屋鋪私家質ニ取置候如 |     |      | 乍恐口上 | 「七十五 右二付受取候断」 |    | 御奉行様                | 年号月日    |
| 坐候得共出入相済不申二付、   | 出入相済不申三十日御押込被為   | 処、何屋町何屋誰ゟ         | 何屋誰 | 何町   |      |               |    |                     | 何屋誰     |

町何屋誰ゟ預ケ銀出入奉願上、 連判ヲ以先達私方江家質ニ取置候処、右何兵衛儀 候段右丁内ゟ通達致呉候ニ付、 仰付、 則今日御切日御坐候得共出入相済不申 出入相済不申三十日押 右申上候通家屋敷之儀 何屋 断奉申上候、 取候様被為 付私江受取帳切仕候、 年号月日 以上 仰付候得共、 対談相済申候二付、

何町何屋何兵衛家屋敷銀何貫目之家質二年寄・五人組

相渡候様被為

仰付、

家屋敷之儀者願人江掛合元利請 願人右屋敷望二無御坐候

右何兵衛身上限願人江

右家屋敷之儀御断奉申上候処、

何屋誰

込被為

候、

以上

者私方へ家質二取置御坐候ニ付、

乍恐此段御断奉申上

右之通相違無御座候、 以上

願人

何屋誰

乍恐此段御

乳母手形之事

東二而銀百匁御渡被下慥二請取申、 此何与申女一ケ年之御切米銀五枚宛三度之御仕着之約 五ケ年切候而乳母

御子息常々大切御養育可仕候、 奉公二差遣候、生国者何国何与申者之女二而御座候△、 △宗旨之儀ハ代々何宗ニ御坐候、然ル上者△ 御髪置・御袴着之御祝

実正也

仕候ハ、代り相立可申候、 之候とも御暇貰申間鋪候、 儀等者勤方次第二可被成候△一年季之内如何様之儀有 若病気ニ候欤又ハ乳汁不足 勿論日夜食事無差与仕候も

の一切為給申間敷候

右之条々違背仕候ハ、 請人罷出急度相守せ可申候、 為後

日一札仍而如件

誰娘 親何国何郡 何 村

同

何屋 何屋誰

何屋

誰殿

不通養子手形

御自分男子何之助義此度手前江不通之約束二而貰申処

誰惣領ニ相立家財不残相譲り可申候、 之内両度ニ請取申筈相究候、 実正也、則為樽料銀何枚慥ニ受取、残り何枚ハ何月迄 此後我等実子設候とも此 若身上不如意ニ

H 仍而如件 年号月日

罷成奉公二出し候共、

野良等二遣候儀仕間敷候、

何町 判

請人

乳母 誰判

誰判

何

前

何

生

借家請状之事

屋誰殿家二何屋誰与申仁借屋仕居被申候、

候故、 |国者何国何村何某子ニ而従先祖能存知慥成仁ニ 我等請人罷立申候、

此仁御法度之切死丹宗門又

従 武士之浪人ニ而も無之、 御公儀様被為 仰出候儀堅相守、 宗旨者代々何宗二而御坐候 博奕・遊女之宿

其外一切悪敷者一夜之宿為致申間鋪

御家入用之儀候ハ、

何時成候とも早速明させ可申

候、

申候、 出 若及延引候 済、 万一此仁ニ付如何様之六ケ敷義出来候共我等罷 御町 ハ、 中 妻子・諸道具共請人方へ引取御家渡可 家主へ少茂御難義懸申間敷候、 為後

何之通 何町 俉

屋請状仍而如件

誰

年号月日

何町

借 主

誰

何町

御年

御 町 中

此仁

御

又 ハ家主 宛

札

死跡名前: 譲

御 仕、 同家下人何兵衛与申当何 親類及相談候処、 町 跡名前親類之内名前二可 内何屋誰支配借屋何屋何兵衛儀当何月何日 同親類之内備後町壱丁目何屋誰方ニ ノ何十歳ニ ·相成者無御· 相 成候者跡名前 坐 依之右 病 死

承り印形可仕候、 ル上者毎月判形之節并御触度毎自分罷出 其外不依何事二御町内御作法之儀毛 右御趣意得与

従御公儀様被為

仰出候御法度之趣堅相守可申候、

然

仕度候、

依之御丁内御帳面表御改可被下候

頭為相背申間敷 **ゟ違乱妨申者壱人茂無御坐候、** 候、 且又右名前之儀二付親類者勿論 万一 如 何様之儀出来仕

茂御難儀掛ケ申間敷候、 為後日仍而名前譲り一

候共此印形之者罷出急度埒明、

御丁内并御家主江少シ

一札如件

殿

誰

御年寄 御家主 御年寄 年号月日 以上 候、私立会出所得与相糺、少しも相違無御坐候、 右何兵衛江死跡名前譲り被申候処相違無御坐 殿 殿 殿 跡名前人 親類惣代何町 誰後家或ハ従弟 下人同家 何町何屋誰死跡 何町何丁目何屋誰 何屋 何兵衛 誰 申 我等是迄何商売株二而商内仕候処、此度勝手二付右仲 私儀是迄奈良屋儀兵衛二而相続仕候処、此度勝手二付 間株札并諸帳面共其元江樽料銀何拾枚ニ而永代譲り渡 為其一札仍而如件 有之候共其元并御町内江少シ茂御難儀懸ケ申間敷候 何屋何兵衛与相改申候間、諸帳面御改可被下候、且又 名前替一札認方 譲り渡株札之事(朱印) 年号月日 則銀何拾枚慥二受取申処実正也、 札 家主 何屋誰殿 家号名改 奈良屋儀兵衛 美吉屋 然ル上者仲間諸 五郎兵衛 万一彼是

何町何丁目何屋何兵衛冶私相手取何出入何ノ何月幾日 而如件 限延引仕候二付双方申合、乍恐此段御断奉申上候、 被願上、 其元江少も御難儀懸ケ申間敷候、 札譲り渡候儀ニ付脇冶違乱妨申もの壱人茂無御坐候、 掛り入用銀、 万一如何様之儀出来候共、 年号月日 乍恐刻限延御断 則今日対決被為仰付奉畏、 何屋何兵衛殿 右前書之趣我等立会相違無御坐候、 以来者其元ゟ御出銀可被成候、 此印形之者罷出急度埒明、 為後日譲り渡一札仍 双方罷出候処、 請人 何仲間年行司 株譲り渡本人 以上 尚又右株 誰 誰 刻 御奉行様 何之何守様御家来何之誰殿上下何人、此度何町何丁目 渡候二付、 何屋誰請負を以私方ニ而旅宿仕、 年号 月日 乍恐口上 御家来旅宿届ケ 大坂町内諸家様 乍恐此段御断奉申上候、 かしや 何町何丁目何屋誰 則今朝六ツ時比着被 願人 年寄 家主 五人組 以上 何町何丁目 何 何屋誰 病気ニ付 誰印 印 誰印 誰印 印

以上

年号月日

家主

何屋 誰印

御奉行様 但し東西へ旅宿引受人壱人当番所へ書付持参之事

御請状之事

**迄被召仕候共、** 之、慥成者故私請合二相立申候、 丹波宮津之御城下之者ニ而夫茂無御座、 此長と申女御腰元奉公ニ指上ケ申所実正也、此女生国者 此請状ヲ以御奉公為相勤可申 若御縁御座候ハ、末々 其外何之差障無 候、 尤宗旨

而も差上可申候、

為後日女請状仍而如件

者何宗ニ而私方宗旨手形預り置候、

御入用之節者何時二

月日

親

証人

世話人

公事訴訟日

五月 六月廿五日 五. 日 71 *)* \ 御延引 右 同断

七日ハ 右同断

七月

養子証文之事

五七

ニ紛無御座、 御縁を以養子ニ差遣候所実正也、 私忰清三郎与申者当年八才二相成候所、 然ル上者已来清三郎義ニ付万一彼是故障

宗旨ハ代々西門徒衆

此度其元殿江

而如件

少茂其元殿江御難儀相懸申間鋪候、為其差入置一札仍

ケ間敷義申出候者有之時者連判之者江罷出、

急度埒明

| 川浚 二 五 十 右三ケ月              | 御金上納月 | 雨繁キ四月 精霊祭七月 | 例年廻状触極り月 | 二 五 八 十一 右四ケ月 | 同拾壱品 | 正 四 七 十 右四ケ月 | 書上月登り米 | 十九日 廿四日 廿八日 | 四日 九日 十四日 | 張紙日         | 五日 十六日 廿三日 | 毎月                | 御金日 |
|----------------------------|-------|-------------|----------|---------------|------|--------------|--------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------------|-----|
| 此本磯矢氏ノ在宿中認□□□□問知(花押)問知(花押) | 五月吉日」 | 「享和弐壬戌年     |          | 初穂納           | 諸方   |              | 御伝馬    | 献上物計一月      |           | <b>惣代扶持</b> | 火消方 ナーオーニ  | <u>-</u> <u>Л</u> | 1   |